

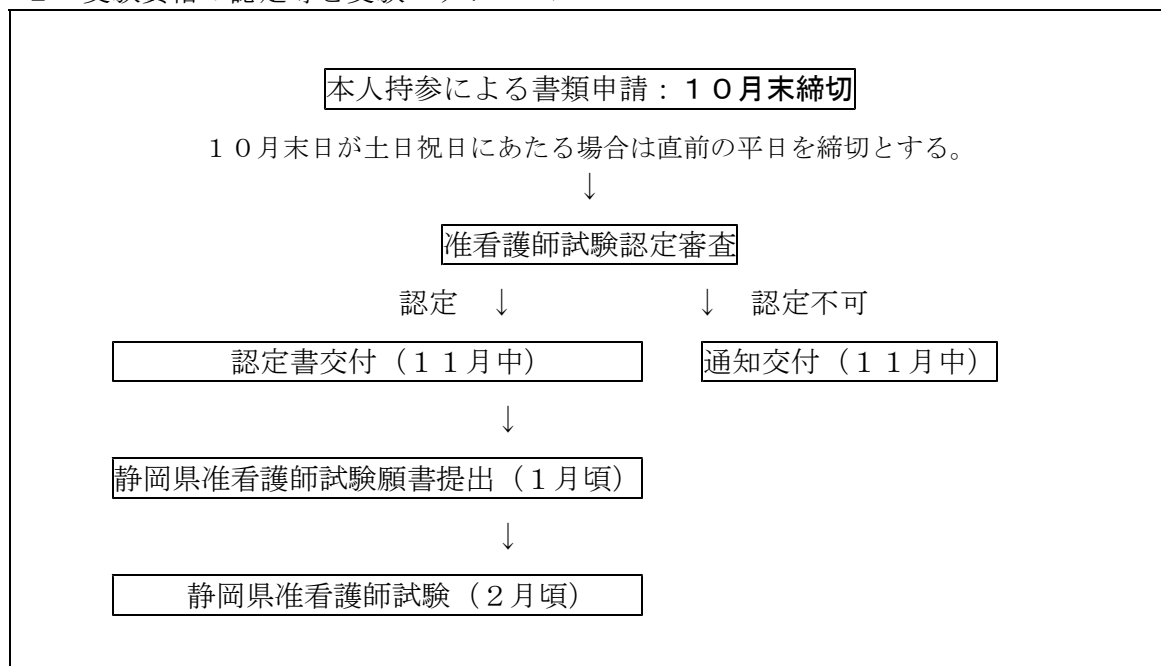
外国の看護師学校養成所を卒業した者等に関する

静岡県准看護師試験受験資格認定要領

1 目的

この要領は、外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者が、本県が実施する准看護師試験を受験するための資格を保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号の規定に基づき、知事が認定するために必要な事項を定める。

2 受験資格の認定等と受験スケジュール



3 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者で、静岡県が実施する准看護師試験の受験資格を得ようとする者（ただし、厚生労働省において看護師国家試験受験資格を認められた者を除く）

4 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

5 認定基準

以下の（1）から（8）まですべての基準を満たした者に対し、静岡県准看護師試験受験資格認定を行う。

（1）外国看護師学校養成所の修業年限

（ア）外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者

（イ）外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

- (ウ) 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限
11年以上、又は同等と認められる者
 - (2) 教育科目の履修時間
履修時間の合計が1,890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。)及び平成13年1月5日付け健政発第5号「看護師等養成所の運営に関する指導要領」(厚生労働省健康政策局長から都道府県知事宛て通知)に規定する基礎科目、専門基礎科目、専門科目の時間数を概ね満たすこと
 - (3) 教育環境
日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること
 - (4) 当該国の判断
当該国、又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること
 - (5) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無
原則として取得していること
 - (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験制度
国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること
 - (7) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1(平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ。)の認定を受けていること
 - (8) 静岡県内に居住している者。県外居住者については、准看護師資格取得後、静岡県内の医療機関等への就職が内定していること
- ・認定審査は、申請者個人の基礎学歴、看護師学校養成所の教育内容等を総合的に審査するものである。
 - ・外国において准看護師免許を得た者は、審査対象者になっていない。また、外国の看護師免許取得が原則であり、見込みの段階では認められない。申請の際に原本証明を行うので、免許取得後に申請を行うこと。なお、看護師免許に有効期限がある場合は、有効期限内の免許でなければ申請書類としてみなされない。更新し、有効期限内のものを用意すること。

6 提出書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を静岡県健康福祉部医療局医療人材課に提出すること。

- (1) 静岡県准看護師試験受験資格認定願(様式1)
- (2) 静岡県准看護師試験受験資格認定申請理由書(様式2)
- (3) 履歴書
学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。
- (4) 在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)、又は日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本(申請前6か月以内に発行されたものに限る。)
- (5) 医師の診断書(様式3)
日本の医師資格を有するものにより、申請1か月以内に発行されたものに限る。

- (6) 写真(様式4)
1枚:申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6cm×4cmのもの
- (7) 外国で取得した看護師免許証の写し
中華人民共和国で看護師免許を取得した者については、専門技術資格証書及び看護師修業証書
- (8) 外国における資格試験の合格証の写し、又は合格証明書
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し、又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し、又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容及び単位数及び時間数を明らかにした書類(教育課程、シラバス等)
当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、講義と臨地実習の別が分かるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制に換算し直すこと。
- (12) 指定規則別表4における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の教育内容及び履修時間の対照表(様式5)
教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門科目の別が分かるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。
- (13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書(様式6)
卒業当時の状況を記載し、「年 月 日時点」の日付もその当時のものであること。
- (14) 外国で外国看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (15) 卒業した外国看護師学校養成所が当該国、又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明(卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット等)
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し、又は認定結果及び成績に関する証明書
- (17) 静岡県外居住者については、准看護師資格取得後、静岡県内の医療機関等への就職が内定している証明書

【作成上の注意】

- [1] 提出書類の部数は1部である。
- [2] 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- [3] 6の(1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)については、所定の様式によること。
- [4] 6の(12)は日本語で記載すること。
- [5] 6の(7)～(11)及び(13)～(15)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。(当該国の大使館、領事館という記載については、外国の所在する日本国の大使館及び領事館ではないので注意すること。また、公証役場の宣誓認証を含む。)
- [6] 6の(7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する。)
- [7] 外国看護師学校養成所が統合等によって名称を変更している場合は、現存の外国看護師学校養成所の施設長の証明を用意すること。また、廃校している場合は、外国看護師学校養成所を管理している国や州政府等に問い合わせ、必要書類を準備すること。

【申請時の注意】

- 〔1〕 認定申請（申請書類の提出）は必ず申請者本人が来庁の上、行うものとし、郵送、代理人による申請は受け付けない。
- 〔2〕 **10月末まで**申請を受け付ける。書類に不備があった場合は申請書の補正のため、再度来庁が必要となるので注意すること。なお、不備があった場合における補正の場合であってもその期限は10月末であるため注意すること。
- 〔3〕 書類申請の際は、必ず事前予約を行うこと。予約をせず来庁した場合、対応できないことがあるので注意すること。また、時期（締切日間近など）によっては、申請が集中し、希望の日時に申請を受けられないことがあるので、申請締め切りに間に合わないことがないように、早めに予約を行うこと。
- 〔4〕 申請前にはチェックリストを用いて申請書類に不備がないか確認するとともに、当該チェックリストを持参すること。
- 〔5〕 申請時、申請書類以外に写真付きの身分証明書、印鑑、筆記用具を持参すること。

7 申請及び問合せ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9－6
静岡県健康福祉部医療局医療人材課
電話 054-221-2407